

地域密着型サービス事業所管理者 様  
介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所管理者 様

墨田区福祉部

介護保険課長 島田 哲夫

令和6年度介護職員等処遇改善加算等実績報告書の提出について（依頼）

日頃より、本区の介護保険事業について御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。  
令和6年度に介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した事業所については、実績報告書の提出が義務付けられています。  
つきましては、下記のとおり書類の提出をお願いいたします。

## 記

### 1 対象事業所

次の（1）及び（2）の事業所のうち、令和6年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定し、処遇改善計画書を墨田区に提出した事業所が対象になります。

- （1）墨田区指定の地域密着型サービス事業所
- （2）墨田区指定の介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所  
（訪問型サービス事業所（A2）、通所型サービス事業所（A6））

※区内事業所で墨田区以外の指定権者から指定を受けている場合は、当該区市町村への提出が必要です。

### 2 提出書類

- （1）介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書【別紙様式3-1】
- （2）介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書（施設・事業所別個表）【別紙様式3-2、3-3】

### 3 提出書類の様式

厚生労働省のホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/apply.html>）よりダウンロードしてください。

### 4 提出方法

電子申請（<https://logoform.jp/form/DnDq/832907>）により御提出ください。

### 5 提出期限

**令和7年7月31日（木）必着**

#### 【問合せ先】

墨田区 福祉部 介護保険課 給付・事業者担当  
担当：秋末・谷  
電話：5608-6544（直通）  
メール：[kaigo-jigyou@city.sumida.lg.jp](mailto:kaigo-jigyou@city.sumida.lg.jp)